

マイクロアプローチでは、大都市制度改革に伴って実施される政策および財政運営のうち、比較的影響が大きいと思われる改革群を抽出したうえで、大都市制度改革に伴う経済効果を試算し、それぞれの試算結果を合算する。それぞれの効果は独立で、合算に重複はない。それぞれの経済効果は、幅をもって試算し、最大額と最小額を結果として示す。

（２）分析手法

（２－１）特別区制度の分析概要

特別区制度で取り上げる諸改革及び経済効果試算の概要は、下記の通りである。ここでは、特別区制度の効果として、現在議論されている基礎自治体事務を行う特別区の効果に加えて、広域事務を行う大阪府の新たな役割についての効果についても併せて試算する。

特別区制度によって期待される効果として、第一に A 意思決定の迅速化 が挙げられる。大阪府及び大阪市においては、それぞれ独立した意思決定システムを有している。そのため、両者に権限がまたがる政策、事業にあっては、実現ができない、あるいは調整に時間やコストを要し、「政策の遅れ」につながるものが考えられる。この点に着目した経済効果について、道路事業や鉄道事業等を取り上げ試算する。

第二に、B 政策手段の最適化 が挙げられる。府市連携の進展により、単に市域のみの最適化から、より広域において最適な政策手段を選択しうるようになっている。このような府市連携は、他の指定都市と道府県では必ずしも見られない事象であり、また特別区設置の実現によって確実に実行をし得るものでもある、ここでは特に、観光関連政策及び行政改革等を取り上げ、効果を試算する。

第三に、C 財政運営の効率化 が挙げられる。いわゆる二重行政の事例について、その解消による財政効果を試算する。加えて、現在人口約 270 万人を有する大阪市が複数の特別区になることでの財政効率化の効果も試算する。生み出された財政余剰は新たな政策（例えば減税など）に用いる原資となり得るため、その効果を掛け合わせることで経済効果を試算する。

以上を合算して特別区制度の経済効果として試算する。

（２－２）総合区制度の分析概要

総合区制度で取り上げる諸改革及び経済効果試算の概要は、下記の通りである。ここでは、総合区制度の効果として、総合区制度自身の効果に加えて、すでに運用されている指定都市・都道府県調整会議の効果も併せて試算する。

対象とするのは、特別区と同様の改革群とするが、その意見調整は指定都市・都道府県調整会議で行われることになるため、調整会議による政策の実現性、要する時間、調整コストなどについて検討し、定量的に評価したうえで、経済効果を試算する。

また、特別区制度における C 財政運営の効率化 のうち基礎自治事務については、総合区制度においても現状の 24 区を統合することで規模の経済性を享受できる可能性がある。指定都市の行政区の最適規模に関しては、先行研究の蓄積はみられないため、新たに推計し、その結果に基づいて実現できる財政効率化効果を試算する。生み出された財政余剰は新たな政策（例えば減税など）に用いる原資となり得るため、その効果を掛け合わせることで経済効果を試算する。

（3）試算手順

ミクロアプローチの試算は、具体的には以下のように進めていく。まず、マクロアプローチと同様に、制度のファクトファインディングを行う。特に、それぞれの制度の意思決定システムに加えて政策調整コスト（府市調整コスト、新制度導入コスト、新制度維持コスト）を検証し、比較的影響が大きいと思われる改革項目を抽出する。同時に費用項目についても抽出する。

その上で、それぞれの改革項目が、新制度下においてどのような経済効果を生み出すかについて試算する。政策効果については主として産業連関分析を援用し、経済波及効果を計測する。財政効率化効果については、財政的な効果額を計測したうえで、当該財政効果額相当額が減税などの経済波及効果を生む政策に用いられたと仮定して、その経済効果を試算する。

さらに、特別区制度は東京都以外でははじめて、及び総合区制度も我が国ではじめてであることから、新制度に基づく潜在的な効果も想定しうる。それらについても検討を行ったうえで、必要に応じて経済効果を試算する。

試算に当たっては、データの制約や時間的な制約が存在することから、適宜分析手法を見直し、必要に応じて過去の先行研究や先行事例を援用することで効率的に分析を進めていく。

3. 提案のセールスポイント

本業務の提案のセールスポイントは、大きく分けて 2 つある。第一は、マクロアプロー